

日本弁護士連合会と大韓弁護士協会の共同宣言

日本弁護士連合会（日弁連）と大韓弁護士協会（大韓弁協）は、2010年6月21日にソウルで開催された共同シンポジウムにおいて、日本国による植民地支配下での韓国民に対する人権侵害、特にアジア太平洋戦争時の人権侵害による被害が、日韓両国政府によって十分に回復されないまま放置されていることに対し、両弁護士会が協働してその被害回復に取り組むことの重要性を確認した。

日弁連と大韓弁協は、現実的課題として、先ず日本軍「慰安婦」問題に対する立法化とその実現に向けた取組が必要であるとの認識を共有化するとともに、1965年日韓請求権協定において未解決とされている強制動員による被害を含む諸課題について、法的問題と解決策を検討することとした。

日弁連と大韓弁協は、上記のシンポジウムとその後の検討及び本日東京で開催された共同シンポジウムの成果を踏まえ、アジア太平洋戦争時の韓国民に対する人権侵害による被害の回復を求めて、以下のとおり宣言する。

- 1 われわれは、韓国併合条約締結から100年を経たにもかかわらず、日韓両国及び両国民が、韓国併合の過程や韓国併合条約の効力についての認識を共有していない状況の下で、過去の歴史的事実の認識の共有に向けた努力を通じて、日韓両国及び両国民の相互理解と相互信頼が深まることが、未来に向けて良好な日韓関係を築くための礎であることを確認する。
- 2 われわれは、日本軍「慰安婦」問題の解決のための立法が、日本政府及び国会により速やかになされるべきであることを確認する。

この立法には、日本軍が直接的あるいは間接的な関与のもとに設置運営した「慰安所」等における女性に対する組織的かつ継続的な性的行為の強制が、当時の国際法・国内法に違反する重大な人権侵害であり、女性に対する名誉と尊厳を深く傷つけるものであったことを日本国が認め、被害者に対して謝罪し、その責任を明らかにし、被害者の名誉と尊厳回復のための金銭の補償を含む措置を取ること、その事業実施にあたっては、内閣総理大臣及び関係閣僚を含む実施委員会を設置し、被害者及び被害者を代理する者の意見を聴取することなどが含まれなければならない。

また、日本政府は、日本軍「慰安婦」問題を歴史的教訓とするために、徹底した真相究明と、教育・広報のための方策を採用しなければならない。

日弁連と大韓弁協は、これらの内容を、「日本軍『慰安婦』問題の最終的解決に関する提言」としてまとめ、共同して公表することとした。

- 3 われわれは、1965年の日韓請求権協定の完全最終解決条項の内容と範囲に関する両国政府の一貫性がない解釈・対応が、被害者らへの正当な権利救済を妨

げ，被害者の不信感を助長してきたことを確認する。

このような事態を解消するために，日韓基本条約等の締結過程に関する関係文書を完全に公開して認識を共有し，実現可能な解決案の策定をめざすべきであり，韓国政府と同様に，日本政府も自発的に関係文書を全面的に公開すべきことが重要であるという認識に達した。

4 韓国においては，強制動員による被害の救済のために，強制動員被害の真相究明及び支援のための法律が制定されたが，日本政府においても真相究明と謝罪と賠償を目的とした措置をとるべきである。

さらにわれわれは，2007年4月27日に日本の最高裁判所が，強制動員に関わった企業及びその関係者に対し，強制動員の被害者らに対する自発的な補償のための努力を促したことについて留意しつつ，既に自発的な努力を行っている企業を評価とともに，他の企業に対しても同様の努力を行うよう訴える。

この際，想起されるべきは，ドイツにおいて，同様の強制労働被害に関し，ドイツ政府とドイツ企業が共同で「記憶・責任・未来」基金を設立し，被害者の被害回復を図ったことである。韓国では，真相究明委員会が被害者からの被害申告を受け被害事実を審査していることから，同委員会とも連携し，日韓両国政府の共同作業により強制動員被害者の被害回復を進めることも検討すべきである。

5 われわれは，戦没者・戦傷者に対する援護制度及び国民年金制度の対象から在日韓国人高齢者を除外している問題や，供託金や郵便貯金の返還問題，在日韓国人の法的地位・権利，韓国人軍人軍属や強制動員による被害者の遺骨の発掘・収集・返還，韓国文化財の返還等，植民地支配や強制動員に由来する問題が他にも残存しているところ，その解決のために協働することが重要であることを確認する。

日弁連と大韓弁協は，被害者らの被害回復が，日本と韓国の未来のために必ず解決されなければならない課題であり，解決のための日韓相互の努力自体が未来指向的な作業であることをあらためて確認するとともに，今後，既に指摘されている個別的争点を調査・検討するための共同の委員会を設立するなど，持続的な調査研究及び交流を通して，被害者らの被害が回復されるその日まで協働することを宣言する。

2010年12月11日

日本弁護士連合会

会長 宇都宮 健 児

大韓弁護士協会

会長 金 平 祐